

自己論文の紹介

標準化必須特許を対象とした特許権侵害事件における
損害賠償額の損益相殺の可能性について(2015年)

中央知的財産研究所

「知的財産と経済」の第4回研究部会

2019年5月28日

会員内研究員 野口明生

◆不当な取引制限の観点からの検討(知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針)

・「パテントプールは、**事業活動に必要な技術の効率的利用に資するものであり**、それ自体が**直ちに**不当な取引制限に該当するものではない」

(パテントプールは形式的には「事業者が他の事業者と共同して、相互にその事業活動を拘束し又は遂行する」(独占禁止法第2条第6項)に該当するが、**プラスの側面を考慮して**、直ちには禁止しない。)

このような考え方は、法律の世界では余り見られないのでは？



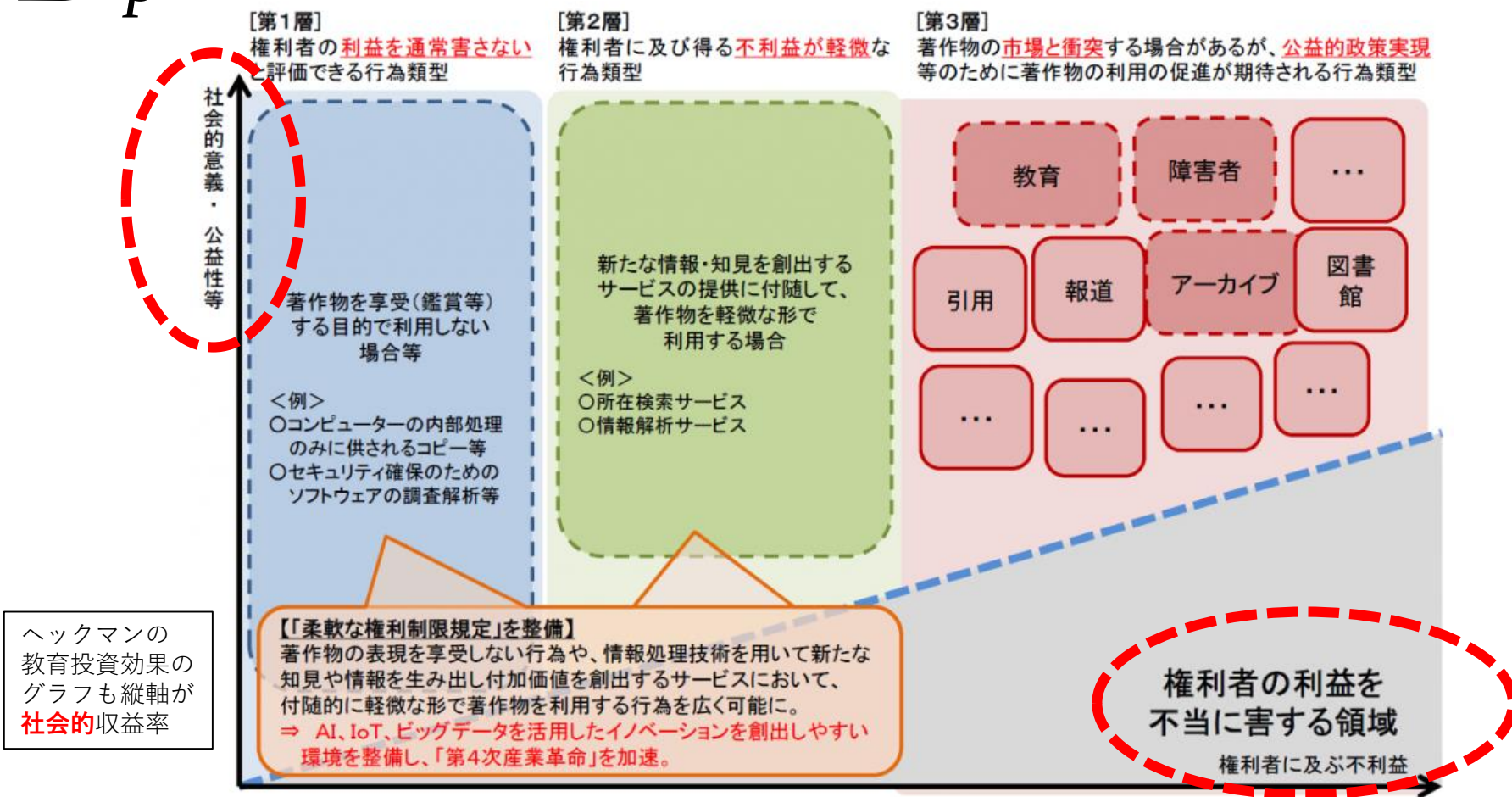
独禁法というより、経済学の考え方だと思う。



法律の世界でも「**ルール対スタンダード**」というテーマがある
アップル対サムスンは、権利の濫用というスタンダード型規範
著作権では**フェアユース**というスタンダード型規範



知財法の中でも**プラスの側面に着目**することがトレンド



権利者の**不利益が小さい**：社会的意義等が**小さくても利用可能**
 権利者の**不利益が大きい**：社会的意義等が**大きいなら利用可能**

そもそも、
特許権侵害ってそんなに悪いこと？

侵害行為が特許権者に『利益』をもたらす
こともあるのでは？

だとしたら、
この利益を**法の仕組みに反映すべき**

「標準化必須特許を対象とした特許権侵害事件における損害賠償額の損益相殺の可能性について(2015年)」は、この**侵害行為に起因する利益について、アップル対サムスン事件を題材**にして議論した。

- **アップル対サムスン事件の概要**
 - 裁判所はどのように判断したのか
(損害賠償に関するところに限定)
- **特許権侵害の損害賠償制度の概観**
 - 民709条や特102条各項の関係を確認
- **前掲論文のアイデア 1**
 - 侵害行為が特許権者に利益をもたらすこともある
- **前掲論文のアイデア 2**
 - 侵害行為に起因した利益を損害賠償に反映させる
- **まとめ**

D_p^i

アップル対サムスン事件 の概要

裁判所はどのように判断したのか
(損害賠償に関するところに限定)

- ◆韓国サムスン社は、「移動通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置」に関する特許が、欧州電気通信標準化機構（ETSI）が第3世代携帯電話システムに関する規格として定めたUMTS規格に必須な特許であるとして、FRANDでのライセンスを宣言していた。
- ◆米国アップル社はUMTS規格に準拠した製品（iPhone 4 等）を発売。
- ◆アップルによれば、サムスン（控訴人）が提示したライセンス料は法外に高く、「控訴人に対し、ライセンス料の算定根拠を詳細に説明した上で、繰り返し確定的なライセンスの申出を行ったにもかかわらず、控訴人は従前の申出をいまだに維持し、当該申出に係るライセンス料の算定根拠も、アップル社の申出に対する代案も示すことなく、一方で、必須宣言特許である本件特許権に基づいて差止めを求める本件仮処分申立てを維持し、アップル社に対して、必須宣言特許に基づく差止仮処分命令の脅威を背景として圧力をかけている。」
- ◆サムスンはアップルが自社特許を侵害しているとして東京地裁に対して訴訟を起こしたが、同地裁がこれを却下したため、知財高裁に控訴。

◆判決は、「控訴人による（中略）本件特許権に基づく損害賠償請求権の行使は、FRAND条件でのライセンス料相当額を超える部分では権利の濫用に当たるが、FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内では権利の濫用に当たらないと判断」した。

➤「FRAND条件でのライセンス料相当額」とはどれだけの金額か？

- この計算のために、3つの数字を決定する必要
 - （ア） UMTS規格に準拠していることが製品売上に貢献している部分の割合
 - （イ） 累積ロイヤリティの上限の割合
 - （ウ） 必須と認められる特許の数
- 特許あたりライセンス料相当額は以下の式で計算される
$$[(\text{ア}) \times (\text{イ}) \div (\text{ウ})] \times \text{製品売上高}$$

- この結果、ライセンス料相当額は9,955,854円と計算された。
 - （ア） および製品売上高については判決文で秘されている。
 - （イ） はUMTS規格必須特許の利用に対して支払うことが合理的なロイヤリティ合計の上限であり、他規格や他特許権者の提案等を参考に5%とされた。
 - （ウ） 必須特許数で除しているのは、すべての必須特許は同程度の貢献であると仮定されたため。

「当裁判所は、…**損害賠償請求権の行使は、F R A N D条件でのライセンス料相当額を超える部分では権利の濫用**に当たる…と判断する。」

「F R A N D宣言された必須特許（…）に基づく損害賠償請求においては、F R A N D条件によるライセンス料相当額を超える請求を許すことは、当該**規格に準拠しようとする者の信頼を損なう**とともに特許発明を過度に保護することとなり、特許発明に係る技術の**社会における幅広い利用をためらわせる**などの弊害を招き、特許法の目的である「産業の発達」（同法1条）を阻害するおそれがあり合理性を欠くものといえる。」

「仮に、後に必須宣言特許に基づいてF R A N D条件によるライセンス料相当額を超える損害賠償請求を許容することがあれば、F R A N D条件による**ライセンスが受けられると信頼して当該標準規格に準拠した製品の製造・販売を企図し、投資等をした者の合理的な信頼を損なう**ことになる。必須宣言特許の保有者は、当該標準規格の利用者に当該必須宣言特許が**利用されることを前提として、自らの意思で、F R A N D条件でのライセンスを行う旨宣言している**こと、標準規格の一部となることで**幅広い潜在的なライセンサーを獲得できる**ことからすると、…」

D_p^i

本件の事実在即して敷衍

「UMTS規格に準拠した製品を製造，販売等しようとする者は，…FRAND宣言をすることが要求されていることを認識しており，特許権者とのしかるべき交渉の結果，将来，RAND条件によるライセンスを受けられるであろうと信賴するが，その**信賴は保護に値する**というべきである。」

「必須宣言特許を保有する者は，…UMTS規格の一部とならなければ到底得られなかったであろう規模の**ライセンス料収入が得られるという利益を得る**ことができる。」

「…FRAND宣言をした者については，**自らの意思で取消不能なライセンスをFRAND条件で許諾する用意がある旨を宣言している**のであるから，FRAND条件でのライセンス料相当額を超えた損害賠償請求権を許容する必要性は高くないといえる。」

「まず本件製品 2 及び 4 の**売上高合計のうち、UMTS 規格に準拠していることが貢献した部分の割合**を算定し（後記(3)ア），次に，UMTS 規格に準拠していることが貢献した部分のうちの**本件特許が貢献した部分の割合**を算定する（同イ）。UMTS 規格に準拠していることが貢献した部分のうちの本件特許が貢献した部分の割合を算定する際には，**累積ロイヤリティが過剰となることを抑制する観点から全必須特許に対するライセンス料の合計が一定の割合を超えない計算方法を採用することとし（同(ア)）**，本件においては，他の必須特許の具体的内容が明らかでないことから，UMTS 規格に**必須となる特許の個数割り**によるのが相当である（同(イ)）。」

- 「FRAND条件でのライセンス料相当額」とはどれだけの金額か？
- この計算のために、3つの数字を決定する必要
 - (ア) UMTS規格に準拠していることが製品売上に貢献している部分の割合
 - (イ) 累積ロイヤリティの上限の割合
 - (ウ) 必須と認められる特許の数
 - 特許あたりライセンス料相当額は以下の式で計算される
[(ア) × (イ) ÷ (ウ)] × 製品売上高

(計算式)

本件製品 2 ●●% × 5 % × 1 / 5 2 9 ÷ ● (省略) ●%
本件製品 4 ●●% × 5 % × 1 / 5 2 9 ÷ ● (省略) ●%

(計算式)

本件製品 2 ● (省略) ●円 × ● (省略) ●% ÷ 9,239,308円
本件製品 4 ● (省略) ●円 × ● (省略) ●% ÷ 716,546円
合計 9,239,308円 + 716,546円 = 9,955,854円

D_p^i

特許権侵害の 損害賠償制度の概観

民709条や特102条各項の関係を確認

(不法行為による損害賠償)

民709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

1. 加害行為（特許権侵害（特68条））
2. 故意または過失（特103条）
3. 因果関係
 - 加害行為⇒損害
 - 加害行為⇒侵害（責任範囲）、侵害⇒損害（賠償範囲）
 - 条件的因果関係、相当因果関係（規範的評価）
4. 損害（および金額）
 - 損害＝金銭（差額説）
 - 損害＝事実、事実の金銭評価（民訴248条、特105条の3）
5. 抗弁
 - 過失相殺（民722条2項）、損益相殺（判例）

(損害額の認定)

民訴248条 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

- 損害 ≠ 金銭
- 証明度の軽減規定
- 創造的・裁量的規定

(相当な損害額の認定)

特105条の3 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

- 特許権侵害は経済事件なので、**損害 = 金銭**でよいように思えるが、**損害 ≠ 金銭**を前提とする条文を踏襲している。

・ **1項** 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、**その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。**

・ **2項** 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

・ **3項** 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の**実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額**の金銭を自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

特許権侵害訴訟における損害額は、特許法第102条第1項ないし第3項のいずれかで算定される。このうち同法第102条第3項は、次のように計算される。

「侵害者の譲渡数量×実施料相当額」

同法第102条第1項及び第2項の計算過程を数量、販売単価、譲渡金額、控除費用、差し引き金額、調整要素といった計算要素に分けて示すと、下図のようになる。

特許法 第102条	数量	販売単価	譲渡金額	控除費用		差し引き金額	調整要素		損害額
				変動費	個別固定費	(限界利益)	権利者が販売できない事情・実施の能力	寄与率	
第1項	侵害者の 譲渡数量 A	権利者の 販売単価 B1	$C1 = A \times B1$	D1	E1	$F1 = C1 - D1$ ($-E1$)	G1	H1	$I1 = (F1 - G1) \times H1$
第2項		侵害者の 販売単価 B2	$C2 = A \times B2$	D2	E2	$F2 = C2 - D2$ ($-E2$)	—	H2	$I2 = F2 \times H2$

- 1 項 侵害者の譲渡数量×特許権者の限界利益額
- 2 項 侵害者の譲渡数量×侵害者の限界利益額
- 3 項 侵害者の譲渡数量×実施料相当額



個別
調整

侵害者の譲渡数量 × 特許権者の限界利益額



個別調整

- 補完関係擬制説

侵害品と特許権者製品との間に補完関係を擬制する

- 推定・一部覆滅許容説（多数説）

本文で推定し、但書で一部覆滅を許容する

「特許法102条1項は、民法709条に基づき販売数量減少による逸失利益の損害賠償を求める際の損害額の算定方法について定めた規定であり、同項本文において、侵害者の譲渡した物の数量に特許権者等がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数当たりの利益額を乗じた額を、特許権者等の実施能力の限度で損害額と推定し、同項ただし書において、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者等が販売することができないとする事情を侵害者が立証したときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものと規定して、侵害行為と相当因果関係のある販売減少数量の立証責任の転換を図る…」（知財高判平27・11・19）

「特許法102条1項**ただし書の規定**する譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者等が「販売することができないとする事情」については、侵害者が立証責任を負い、かかる事情の存在が立証されたときに、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものであるが、**「販売することができないとする事情」は、侵害行為と特許権者等の製品の販売減少との相当因果関係を阻害する事情**を対象とし、例えば、…などの事情がこれに該当するというべきである。」（知財高判平28・6・1）

侵害行為と特許権者製品の販売減少との間に**因果関係があっても、相当性がなければ賠償範囲に含まれない**。ただし、相当因果関係を阻害する事情は侵害者の立証責任。

例えば、知財高判平26・3・26では「被告が、…**口号装置を合計2基販売**し…ことは、当事者間に争いが無い。」かつ侵害容認事件において、「以上の事情を総合考慮すれば、**口号装置の販売数量の80%**については、原告日環エンジニアリングが**販売することができないとする事情**があったと認めるのが相当である。」との判断がされている。

・口号装置の2基 $\times 0.2 = 0.4$ 基に**補完関係**を観念することはできない。

侵害者の譲渡数量 × 実施料相当額



個別調整

- **規範的損害賠償**(事後的に見て相当な実施料額)

平成10年改正前には「『通常』受けるべき金銭の額」となっていたが、『通常』を削除し、**諸般の事情**を考慮し得るようになった。

- **1項の覆滅と3項の重畳適用**

両者は違うのだから重畳適用できる（2重評価にならない）

逸失利益(1項) vs 規範的損害(3項)

- 積極的損害 vs 消極的損害(逸失利益)
- 事実に損害 vs 規範的損害

過去には重畳適用を認める判決が多かったが、現在は否定する裁判例が多数の状況で、重畳適用を認めるように法改正される。

D_p^i

前掲論文のアイデア 1

侵害行為が特許権者に利益をもたらすこともある

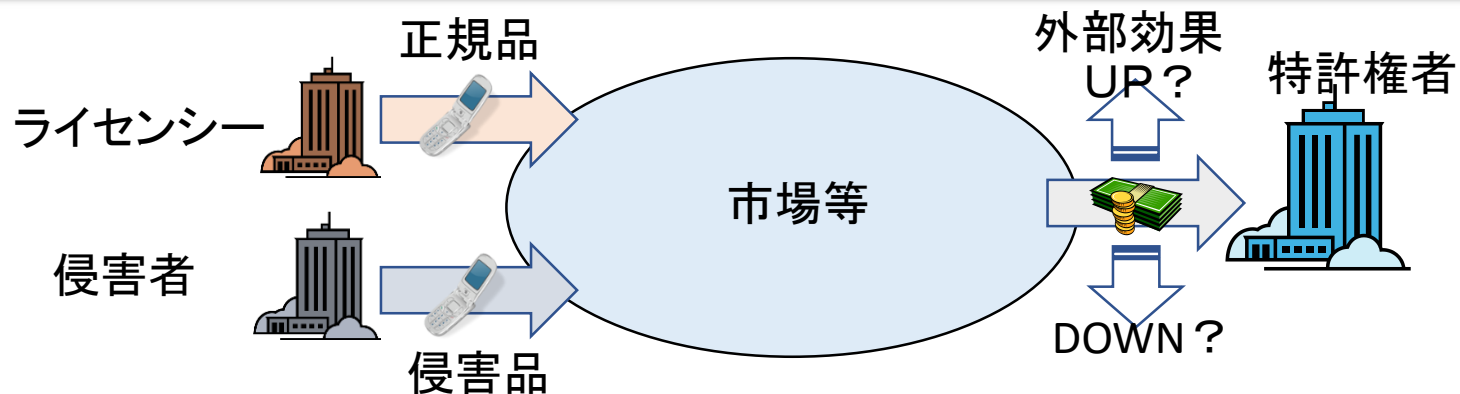
D_p^i

侵害行為に起因する利益

外部性とは、ある経済主体の行動が、市場での取引を通じることなく、別の経済主体の効用関数または生産関数に影響を与えること〔奥野ミクロ〕

簡単に言うと、誰かがiPhoneを買うと自分も欲しくなったりしますよね。しかも、実際に買ったりするのはGalaxyだったりすることもある。

侵害品であっても、**正規品**であっても、外部効果は発生する



なぜなら、**外部効果は単なる自然法則**だから

『**経済法則的因果関係**』 ≠ 『**法律的因果関係**』

「被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、**同一の原因によって利益を受ける**場合には、**損害と利益との間に同質性がある**限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要があ(る)」（最大判平成5年3月24日）

- (A) 損害と利益取得の**原因の同一性**
- (B) 損害と利益との間の**同質性**
- (C) 被害者に生じた**利益の額**

典型的には、生命保険や損害保険の給付などがある。
知財事件では、主張されることがないことはないという程度しかない。

「FRAND条件によるライセンスが受けられると信頼して当該標準規格に準拠した製品の製造・販売を企図し、投資等をした者の合理的な信頼を損なう」

- FRAND宣言⇒製品の販売等⇒損害という因果関係に着目して減額？
- 被害者行為に着目して減額を認めるロジックとして過失相殺がある。
- FRAND宣言したからといって、ライセンスを受ける前に製品を販売してもよいと認めてはいない。
- FRAND宣言⇒企図・投資等だけど、企図・投資等⇒損害は成立しない。

「UMTS規格の一部とならなければ到底得られなかったであろう規模のライセンス料収入が得られるという利益を得ることができる。」

- 損益相殺のようにもみえるが、
- 侵害行為⇒ライセンス料収入増は成立しない。
- FRAND宣言⇒ライセンス料収入増はあるかもしれないが、本事件の当事者外での出来事。

裁判所も、因果関係の問題を必ずしも適切に把握できているわけではない。

そもそも、従来のな損害賠償制度のロジックにきっちり当て嵌めることができないから、「権利の濫用」で処理をしたのだろう。

だとしたら「経済法則的因果関係」に着目して従来のな損害賠償制度のロジックに当て嵌めた方が、むしろストレスが少ない。

つぎは金銭評価の問題

D_p^i

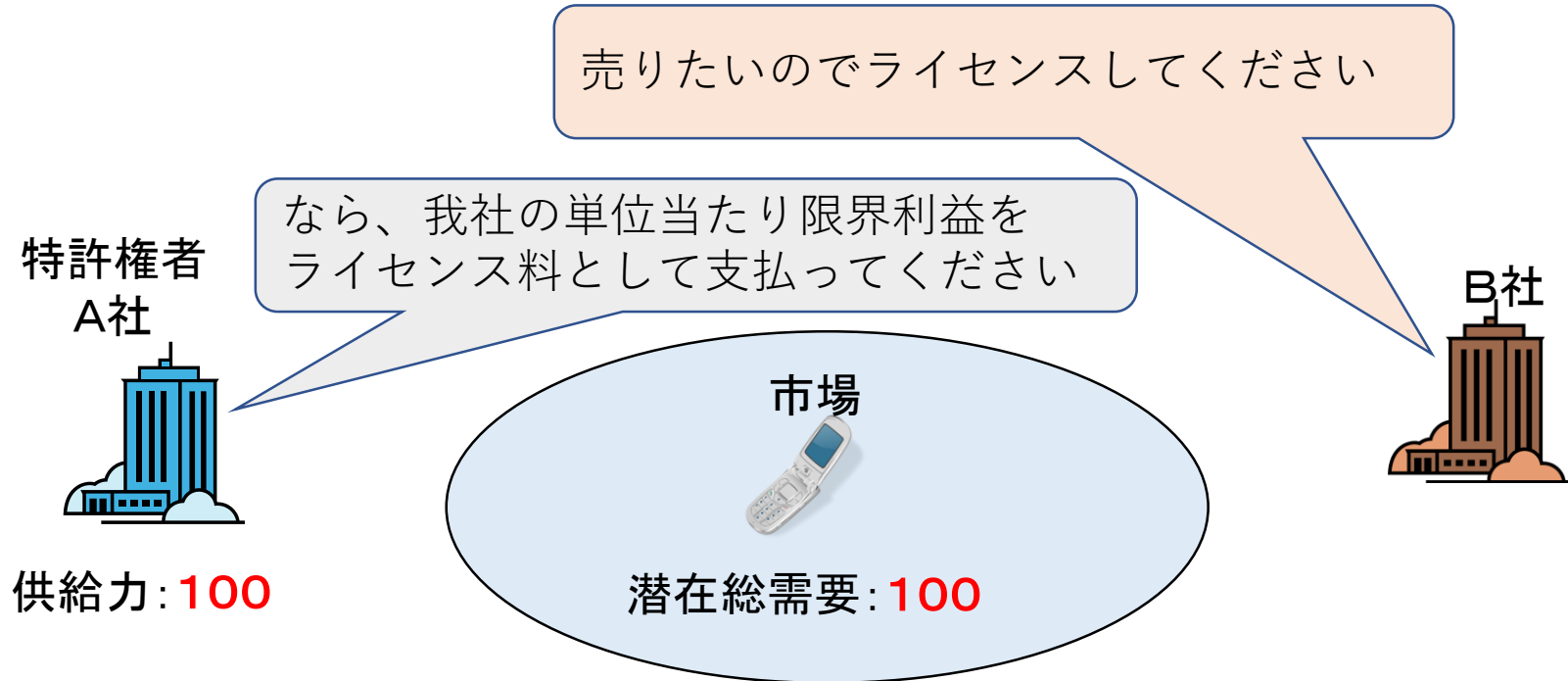
前掲論文のアイデア 2

侵害行為に起因した利益を損害賠償に反映させる

D_p^i

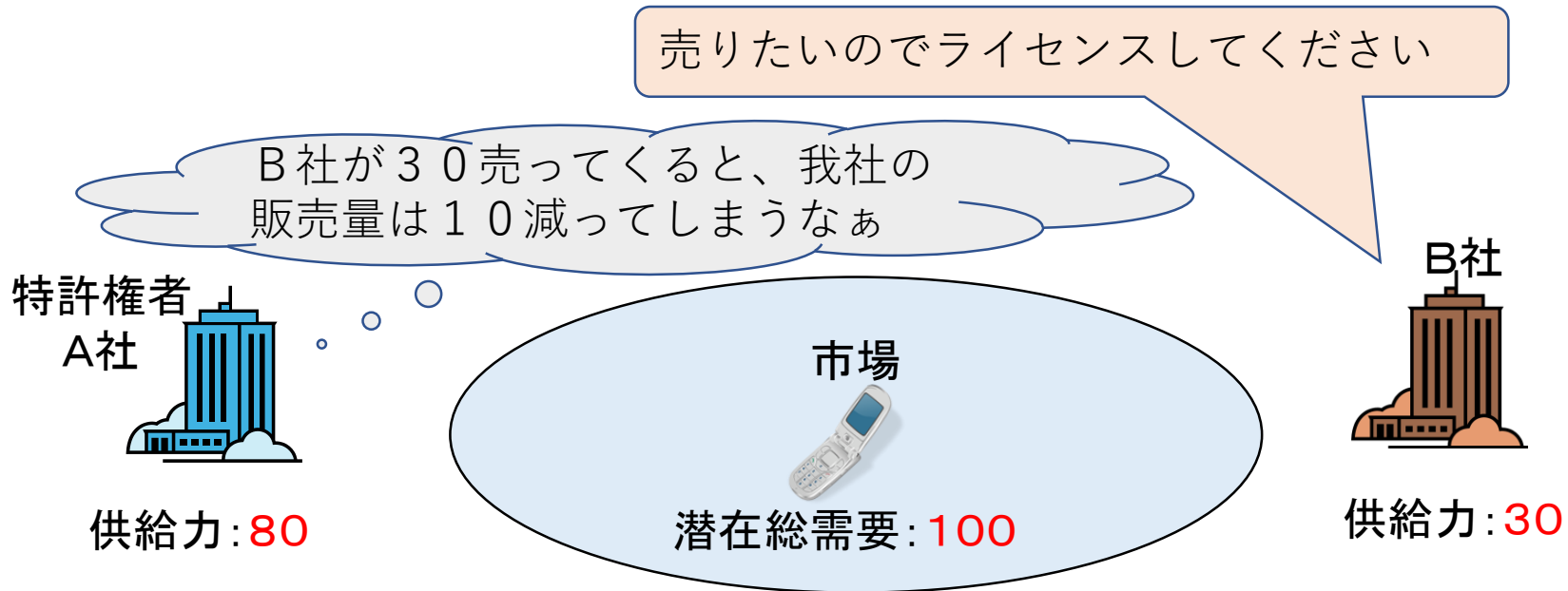
実施料と逸失利益補填①

- 特許権者の供給力が市場需要に一致している場合



- B社が1単位販売すれば、A社の販売量は1単位減るのだから、単位当たりの**限界利益以下の条件で実施許諾することはない**
- この状況では、合理的な@実施料と102条1項的@逸失利益は一致する

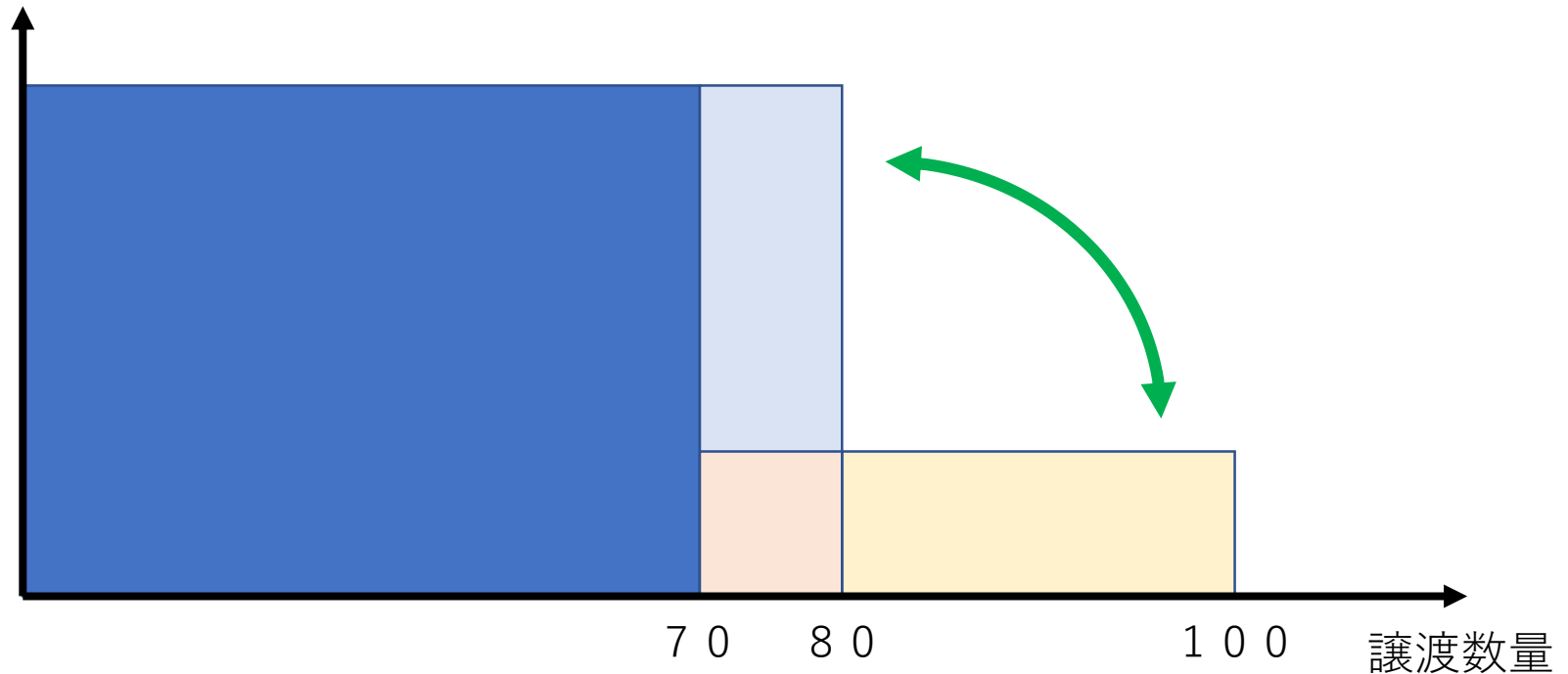
- 特許権者の供給力が市場需要より少ない場合



- A社は10単位分の限界利益が減ってしまうけど、この減少分をB社の販売量30単位に**按分して実施料で回収**できるなら合理性がある。
- この場合、合理的な@実施料 = A社@限界利益 ÷ 3

実施料と逸失利益補填③

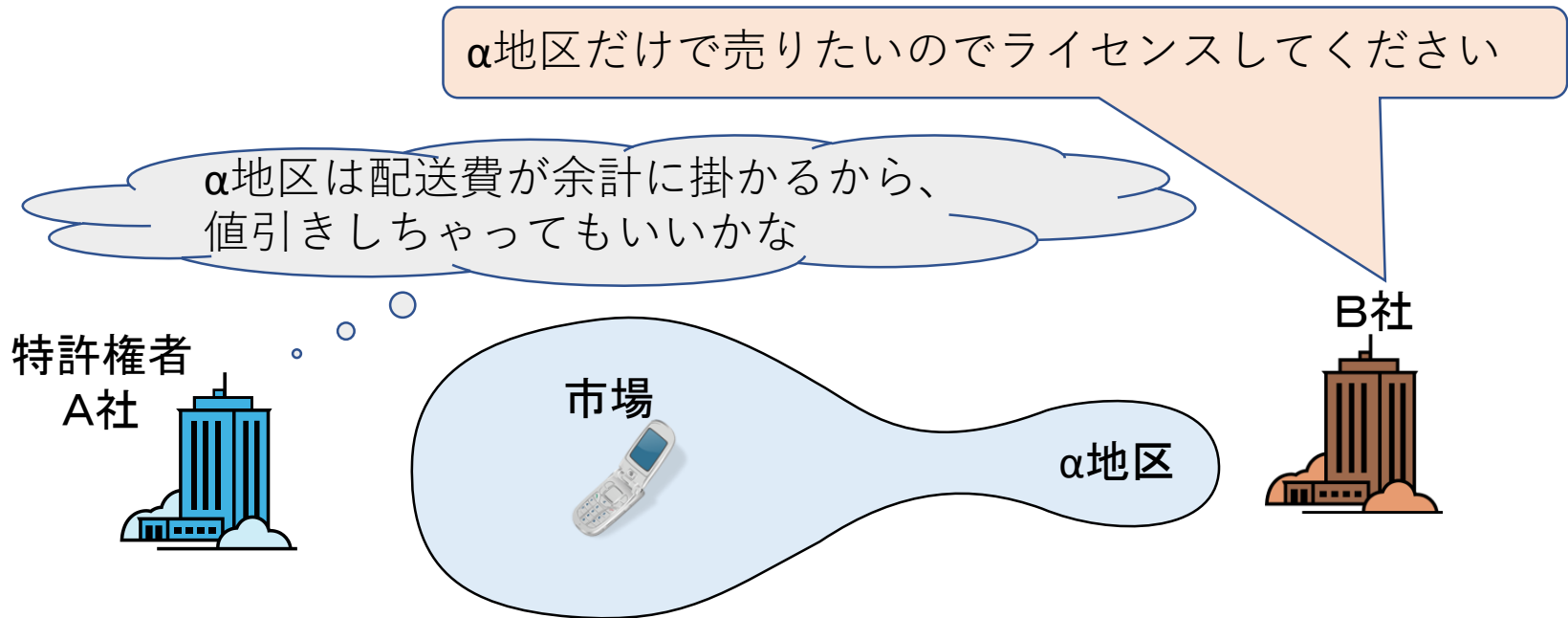
D_p^i
A社
限界利益



A社の供給力は80であったのだから、市場需要100に対し20足りない。
なので、102条1項ではB社の譲渡数量30から20を控除し、A社@限界利益をかける。
これはA社@限界利益10単位を30単位に按分して@実施料として回収するのと同じ。

実施料は減退利益を補填できなければ
実施許諾の合意に達しないはずのもの

- 市場が地理的に離れている場合

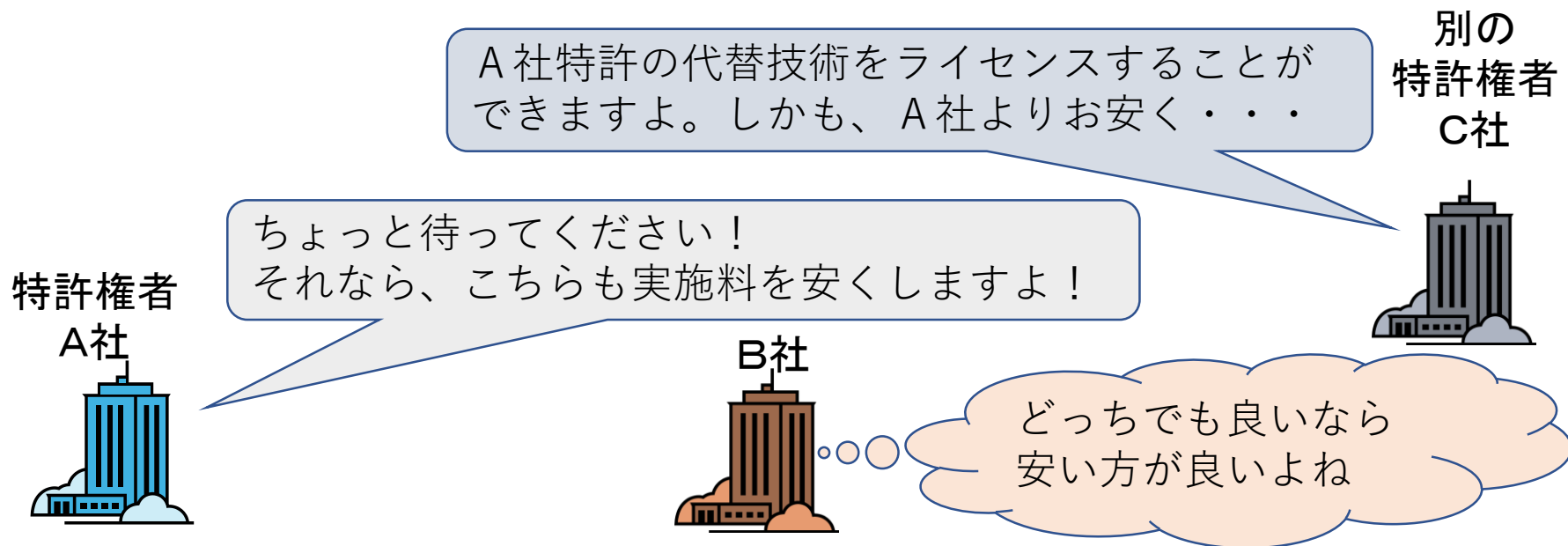


- 限界利益の変動要因があるなら、その分の値引きしてでも実施許諾してしまった方が利潤最大化行動に適う

D_p^i

実施料と逸失利益補填③

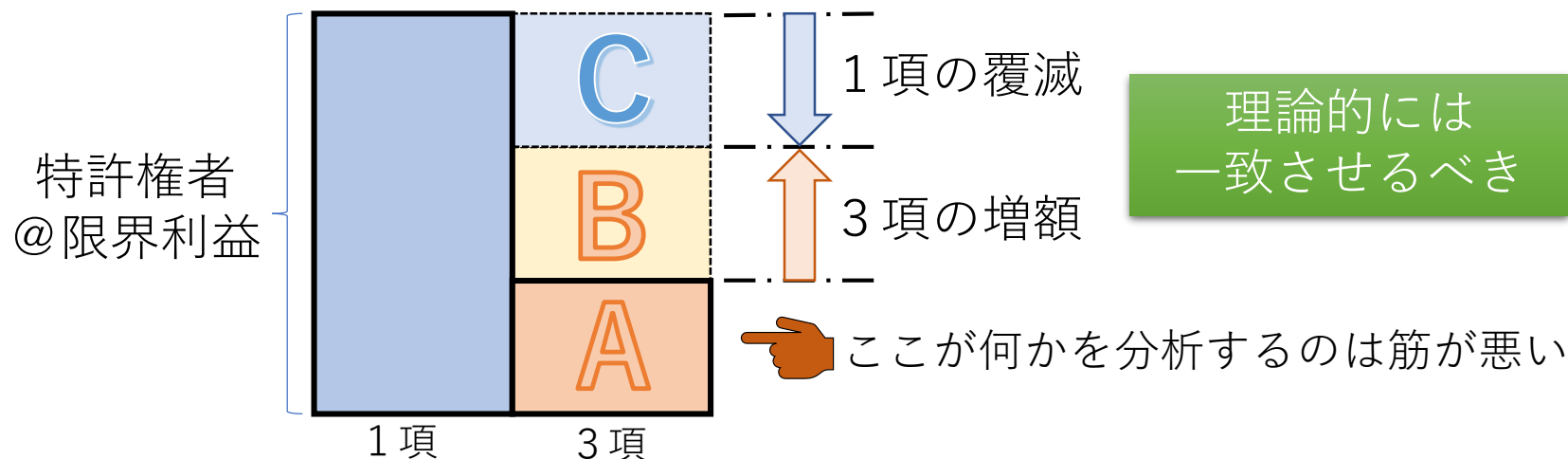
- 実施料だって、競争圧力にさらされている



- このように諸般の事情を反映して『通常』実施料は決まる
- 重要な視点は、**実施料は限界利益であるはずのものが、諸般の事情によって減額されている**ということ

D_p^i

1 項の覆滅と 3 項の増額



• A : 『通常の』 実施料相当額

諸般の事情で限界利益から減額して市場競争的に定まる

• B : 3 項の増額分 (いわゆる「事後的に相当な」の反映)

正規の実施権者には妥当するが、侵害者には妥当しない減額要因

• C : 1 項の一部覆滅分 (実施能力 + 販売不可事情)

正規の実施権者と侵害者の両方に妥当する減額要因

「ドイツでは、相当実施料額の算定に当たり、**通常のライセンス合意による実施料に比べて2 倍と推定する**立法が連邦参議院から提案され、著名な判事らがそれに賛同する説を唱えている」(第30回特許制度小委員会)

D_p^i

標準化スキームの場合は？

皆で規格統一した方が**儲かりますよ**

特許権者
A社



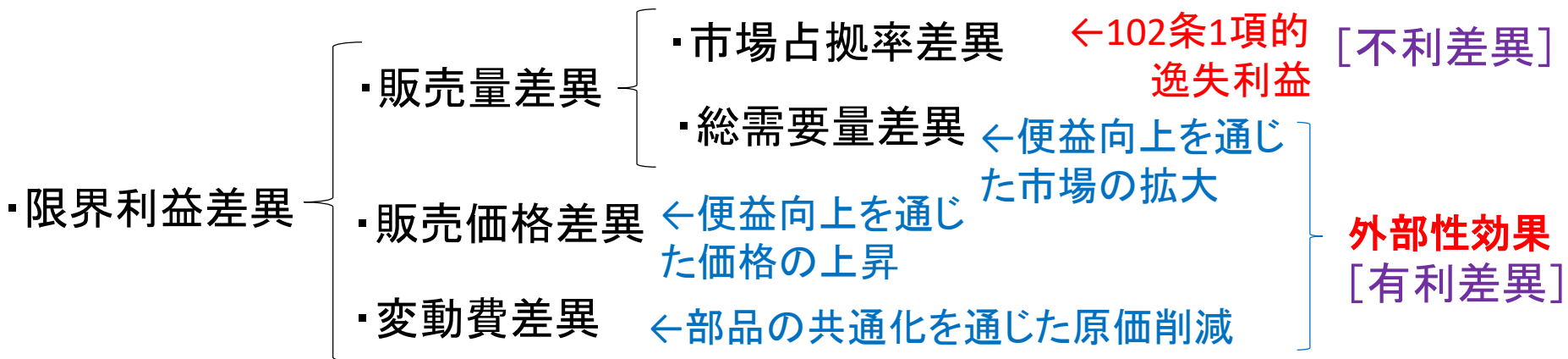
UMTS規格市場

色々な思惑の
ある中で
自社利益を
増加させると
判断すれば
標準化に参加

確かに規格を統一した方が、**部品の共通化**もできるし、
消費者の**便益も向上**するよね
でも、ライバルが多くなれば**市場シェアも下がる**し、
ライセンス料の取り分も低くなってしまう
本当に儲かるのかな？

D_p^i

限界利益の分析は会計学に既にある



- 侵害者譲渡数量に対応 特許権者単位当たり利益に対応
- ・市場占拠率差異
= 実際需要量 × (実際占拠率 - 予算占拠率) × 単位当たり予算限界利益
 - ・総需要量差異
= (実際需要量 - 予算需要量) × 予算占拠率 × 単位当たり予算限界利益
 - ・販売価格差異
= (実際価格 - 予算価格) × 実際販売量
 - ・変動費差異
= (単位当たり予算変動費 - 単位当たり実際変動費) × 実際販売量

・総需要量差異

- いわゆる「**市場拡大効果**」。これを狙って標準化を進める。
- 簡単に言うと、誰かがiPhoneを買うと自分も欲しくなったりしますよね。しかも、実際に買ったりするのはGalaxyだったりすることもある。
- 侵害品が10単位流通しても、これに起因して市場拡大効果が5単位分発生すれば、市場の浸食は実質的に5単位分なる。
- 市場拡大が侵害行為の悪影響（損害）を吸収することになる。

・販売価格差異

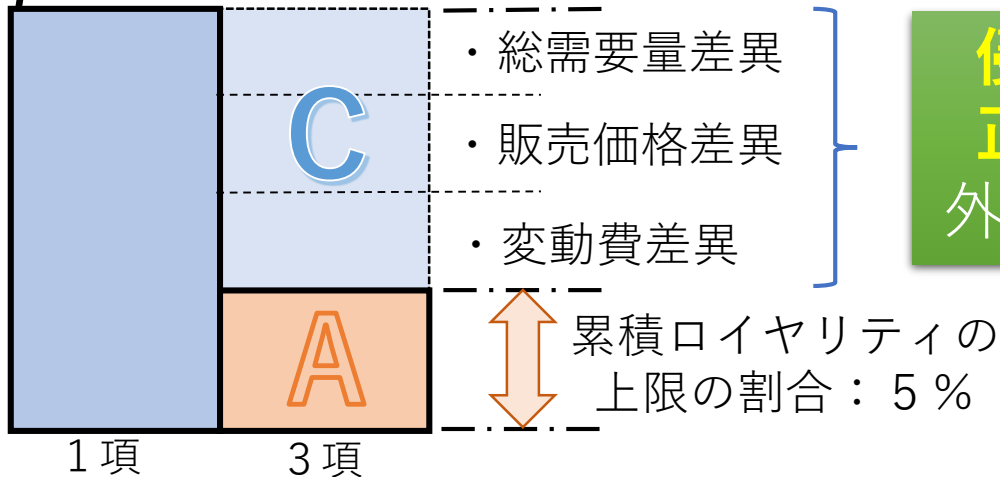
- 効用が増えるのだから、価格を高くしても売れる（下げずに済む）。
- 通信機器の効用は、機器自体になく、他人などと通信ができる。

・変動費差異

- 同じ規格の機器は、同じ部品を使うことが多いだろうし、同じ部品を大量生産した方が、生産コストを下げられる。これは部品調達コストに反映される。

D_p^i

論文での分析のダイジェスト



侵害品であっても、
正規品であっても、
外部効果は変わらない

正規の実施権者と侵害者の
両方に妥当する減額要因

- UMTS規格のメンバーは、累積ロイヤリティの上限の割合を5%とすることに合意してFRAND宣言しているのだから、**通常の実施料額の（イ）の部分を5%にしても、市場拡大効果などの効果によって利益があると目論んだはず（利潤最大化行動）。**
- 一方、裁判所の判断は**同じ5%を採用**した。このことは、侵害品であっても同様に減額すべき事情が存在すると判断したことになる。Bの領域の減額要因は存在しない。
- この判断を経済法則的に解釈し直すと、**侵害品であっても正規品であっても外部効果の発生は変わらないのだから、侵害行為に起因した正の外部効果を損益相殺したのと金銭評価的には同じであるといえる。**

D_p^i

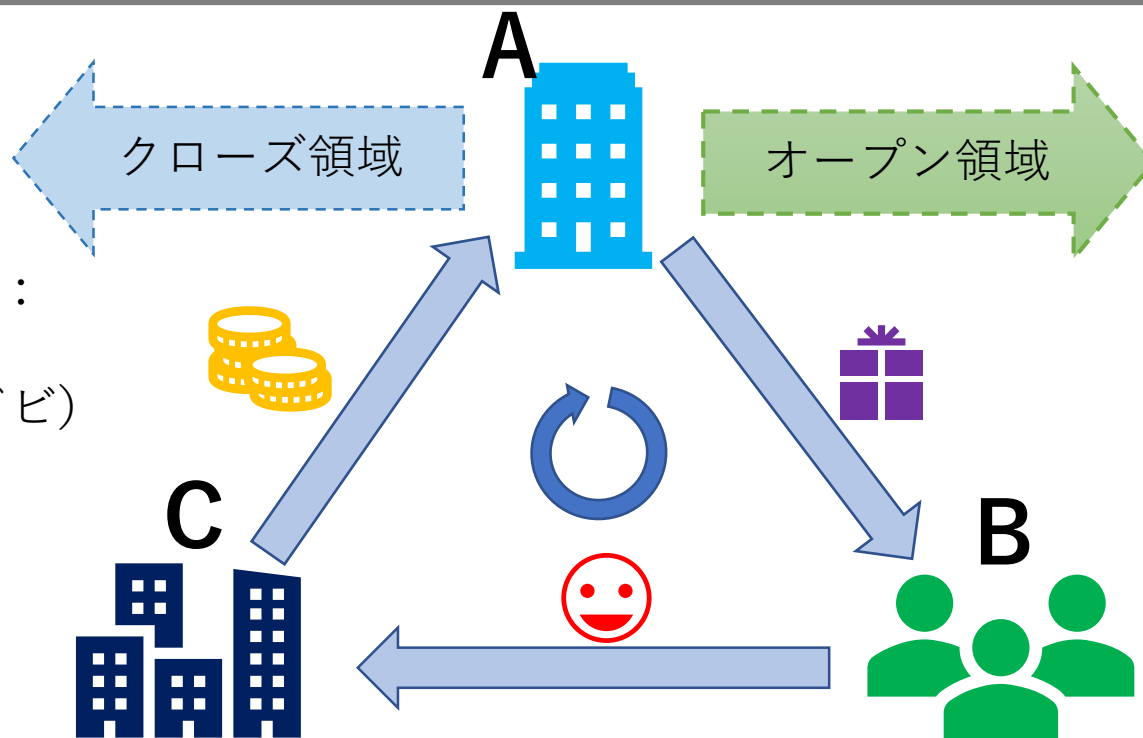
まとめ

D_p^i

外部効果が問題となる経済（再掲）

O & C 戦略事例：

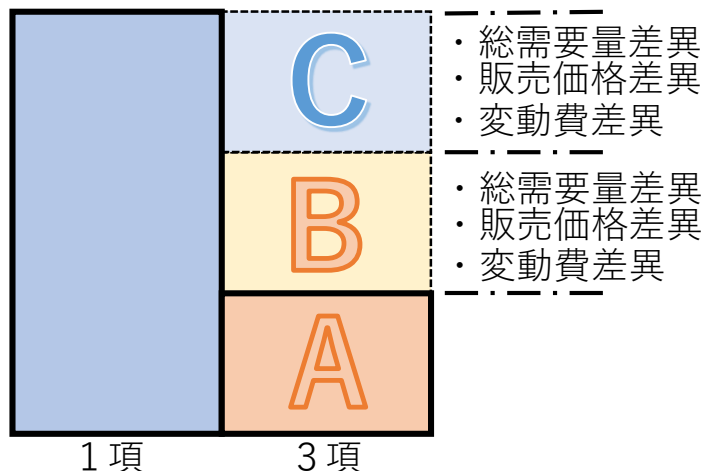
- QRコード
- PDF（アドビ）
- グーグル



- 二面市場戦略自体は古くからあるが、**外部効果の利用が近時の傾向**
- しかも、無償ライセンスをするような事例もある。
- 私の手法は、もう少し汎用性があるはずなので、二面市場戦略（O&C 戦略）にも一般化できると良いと思っています。

D_p^i

Bの領域を考慮すべき状況は？



アップルvsサムスンは
B領域がないとされた理解し得るが…

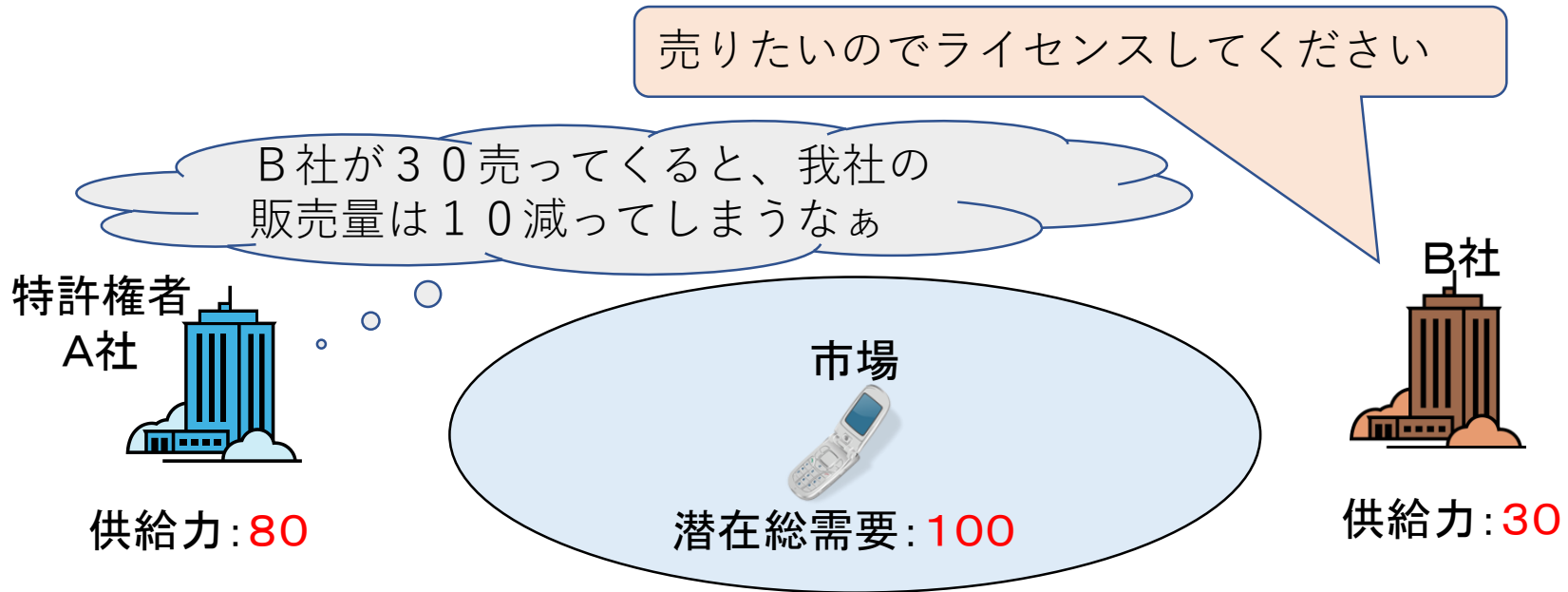
- ・ ネットワーク外部効果の非線形性
- ・ 部品調達ルートの問題

- ・ **A**：諸般の事情で限界利益から減額して市場競争的に定まる
- ・ **B**：正規の実施権者には妥当するが、侵害者には妥当しない減額要因
- ・ **C**：正規の実施権者と侵害者の両方に妥当する減額要因

- ・ 無償実施許諾の事例は、A領域がないケース
- ・ そのような場合、B領域の認定ができないと「無料なものはパクってOK」という状態になる。

「ドイツでは、相当実施料額の算定に当たり、**通常のライセンス合意による実施料に比べて2倍と推定する**立法が連邦参議院から提案され、著名な判事らがそれに賛同する説を唱えている」（第30回特許制度小委員会）

- **B社@限界利益**が必要となる場面



- この場合、合理的な@実施料 = A社@限界利益 ÷ 3 だけど、許諾合意に至るとは限らない。
- 合理的な@実施料 > B社@営業利益 なら損益分岐点を下回る。

D_p^i

おまけ (102条2項関係)

B社の侵害のせいで、販売数が10も減少したのですよ！

特許権者
A社



供給力: 80

ごめんなさい。でも、継続したいので
ライセンスしてください。

市場



潜在総需要: 100



B社

供給力: 30

- この場合、損益分岐点を下回っても (つまり赤字になったとしても)
合理的な@実施料 < B社@限界利益 なら合意に至る可能性もある。
- **損益分岐点**と**操業停止点**の違い

2項 **侵害者**の譲渡数量 × **侵害者**の限界利益額

改正102条4項 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の**実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額**を認定するに当たっては、…当該特許権又は専用実施権の**侵害があったことを前提として**当該特許権又は専用実施権を**侵害した者との間で合意をする**としたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

- このスライドは、日本弁理士会中央知的財産研究所の研究部会「知的財産と経済＝知的財産競争とイノベーション＝」における発表に用いられたものです。
- しかしながら、本スライドの内容は、日本弁理士会や中央知的財産研究所の見解を示すものではありません。
- 本スライドの内容などにつきましては、発表者である弁理士野口明生までお問い合わせください。